

## 障がいのある人もない人も共に生き、 共に過ごすことのできる「共生社会」の実現へ

図福祉課(南有馬庁舎) ☎73-6651

12月3日(日)～9日(土)は、障害者週間です。障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

障がいは、病気や事故などにより誰にでも起こりえる身近なものです。

日常生活の中で配慮や工夫をすることで、障がい者の社会参加の機会が広がります。

障害者週間をきっかけに、「共生社会」の実現のために1人ひとりができることを考えてみませんか。

### ●知ってますか？障害者虐待防止法

障害者虐待防止法には、すべての人は障がい者を虐待してはならないと定められています。また、虐待を受けたと思われる障がい者を見つけた人には、通報する義務が定められています。小さな虐待が、エスカレートして大きな虐待へと繋がります。

気づいたときに通報することが被害を最小限で食い止め、すべての人を救うこととなります。

#### 【虐待の種類】

##### ●養護者によるもの

障がい者の身の回りの世話や金銭の管理などをしてい  
る家族や親族など

##### ●障害者福祉施設従事者によるもの

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いてい  
る職員など

##### ●使用者によるもの

障がい者を雇用している事業主など

#### 【虐待の類型】

- 身体的虐待 ●性的虐待 ●心理的虐待
- 放棄・放置(ネグレクト) ●経済的虐待

#### 【罰則の規定】

「障害者虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関  
する法律第45条・46条」

・受託業者の守秘義務違反(1年以下の懲役または100万  
円以下の罰金)

・立入調査の拒否・妨害(30万円以下の罰金)

障がい者虐待を受けた人・見聞きした人は、南島原市障害者虐待防止センター(福祉課内)までご連絡ください。

## 第17回 南島原市人権啓発標語 入賞作品

図市民課(西有家庁舎) ☎73-6647

人権について理解を深め、もっと自分事として考える機会とするため、標語を募集し、応募  
総数2,679作品の中から入賞作品を決定しました。たくさんの応募ありがとうございました。

※全入賞作品は、市ホームページでご覧いただけます。



市HP

### 最優秀賞

●小学生低学年の部 **ありがとう ぼくのところに はながさく** 荒木 ゆうと 悠人さん(有馬小学校 1年)

●小学生高学年の部 **「どうしたの。」 君の一言 命づな** 中島 りょうが 梁雅さん(加津佐小学校 5年)

●中学生の部 **「明日ね」と 手をふる家路 楽しい日** 佐々木 あいみ 愛心さん(加津佐中学校 3年)

●一般の部 **気づきたい 言えない君の そのEYES(合図)** 池田 よういちろう 洋一郎さん(深江町)

## “みかん”の農業研修生を募集します

図農林課(有家庁舎) ☎73-6661



“みかん”生産者の育成を目的として、農業研修生を募集します。

農業環境に恵まれた南島原市でおいしい“みかん”をつくりませんか？



南島原みかんwebページ

### ●研修期間…2年間

※研修時期についてはご相談ください。

### ●研修場所

- ・南島原果樹フロンティア協議会研修所  
(市有家蒲河地区高齢者研修センター内)
- ・市内みかん農場

### ●研修費…無料

### ●応募条件

- ・就農時の年齢が49歳以下の人
  - ・市民または市内に移住できる人
  - ・果樹農業を主たる農業として目指す人
- ※ほかにも条件がありますので、まずはお問い合わせく  
ださい。

☎電話で申し込んでください。

## 南島原市認知症高齢者等見守り事業

図福祉課(南有馬庁舎) ☎73-6651

認知症その他の疾患により、ひとり歩き中に道に迷う恐れのある  
高齢者などの介護者に対し、「見守りシール」(QRコードシール)を  
交付します。

「見守りシール」は、異変に気づいた発見者が、携帯端末などで  
読み取ると、介護者(最大3人)にメールが即時配信され、専用  
サイト(伝言板)上で発見者と介護者がやりとりを行いながら  
保護するまでをサポートするICTを活用した補助ツールです。



上記QRコードを読み取ると、イメージ動画が  
再生されます。

### 📄無料

#### ●交付内容

1人につき40枚の見守りシール(アイロン  
貼付30枚、蓄光シール10枚)を交付します。  
※追加交付(3,949円自己負担)を希望され  
る場合はお問い合わせください。

#### 📍市内に住所があり、在宅で生活している人

※グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人  
ホーム、ケアハウスなどへの入居者は対象外

☎市ホームページまたは各支所に備えている申請書(指定様  
式)に必要事項を記載の上、福祉課に提出してください。

※申請書受理後、面接や認知症簡易検査などの審査を行い、  
交付決定します。

